

白川水系河川整備計画（変更原案） における意見聴取方法について

令和元年９月

国土交通省 九州地方整備局
熊本河川国道事務所

熊本県 土木部 河川課



1. 河川整備計画策定に係る手続きについて

- 「白川水系河川整備計画」の変更にあたり、河川法に定める手続きに則り、「白川水系河川整備計画【変更原案】」に対する関係住民の意見聴取を行う。

白川水系河川整備計画【変更原案】 作成・公表

河川整備計画【変更原案】に対する 住民の意見聴取

河川法第16条の2第4項

河川管理者は、前項に規定する場合※において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない

※河川整備計画の案を作成しようとする場合

河川整備計画【変更原案】に対する 学識経験者の意見聴取 (白川・緑川学識者懇談会の開催)

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認められるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない

白川水系河川整備計画【変更案】 作成・公表

関係機関への照会

(農林水産省、環境省など)

関係地方公共団体の長の意見

河川法第16条の2第5項

河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない

白川水系河川整備計画 作成・公表

河川法第16条の2第6項

河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

河川法第16条の2第7項

第3項から前項※までの規定は、河川整備計画の変更について準用する ※第6項

河川法に基づく法定手続き

2. 地域住民からの意見聴取方法について

➤ 白川水系河川整備計画（変更原案）の公表後に広く地域住民の意見を聴取するため、下記（①～④）により意見聴取を行う。

① 住民説明会の開催（案） 【白川の流域及び浸水想定区域を対象に 6 会場】

白川水系沿川の各市町において住民説明会を開催予定

- 熊本市 2 会場
 - 菊陽町 1 会場
 - 大津町 1 会場
 - 阿蘇市 2 会場
- } 計 6 会場にて実施予定



説明会開催イメージ

写真：「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する住民意見聴取にあたっての公聴会（平成24年9月22日：熊本市市民会館崇城大学ホール）

② 意見箱の設置による意見聴取（案） 【白川の流域及び浸水想定区域を対象に 29 箇所】

1	熊本河川国道事務所	11	熊本市 西区役所	21	熊本市 南部まちづくりセンター
2	熊本河川国道事務所 白川出張所	12	熊本市 南区役所	22	熊本市 北部まちづくりセンター
3	白川地域防災センター （白川わくわくランド）	13	熊本市 北区役所	23	熊本市 清水まちづくりセンター
4	立野ダム工事事務所	14	熊本市 秋津まちづくりセンター	24	熊本市 龍田まちづくりセンター
5	熊本県庁 土木部河川課	15	熊本市 東部まちづくりセンター	25	菊陽町役場
6	熊本県 熊本土木事務所	16	熊本市 詫麻まちづくりセンター	26	大津町役場
7	熊本県 阿蘇地域振興局	17	熊本市 花園まちづくりセンター	27	阿蘇市役所
8	熊本県 菊池地域振興局	18	熊本市 飽田まちづくりセンター	28	阿蘇市役所 内牧支所
9	熊本市役所、中央区役所	19	熊本市 天明まちづくりセンター	29	南阿蘇村役場
10	熊本市 東区役所	20	熊本市 幸田まちづくりセンター		



意見箱設置イメージ

写真：「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する住民意見聴取にあたって設置した意見箱（熊本市役所）

2. 地域住民からの意見聴取方法について

➤ 白川水系河川整備計画（変更原案）の公表後に広く地域住民の意見を聴取するため、下記（①～④）により意見聴取を行う。

③ ホームページからの意見聴取（案） 【熊本河川国道事務所HP、熊本県土木部河川課HP】

※ 熊本河川国道事務所ホームページから白川水系河川整備計画【変更原案】の閲覧、原案に対する意見入力のページを設置

（白川水系河川整備基本方針（H12）、白川水系河川整備計画（H14）についても併せて掲載予定）

※ 熊本県土木部河川課ホームページからも同ページにリンク

※ 参考イメージのため変更となる場合があります。

国土交通省 熊本河川国道事務所 河川情報 <http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/river/>

白川水系河川整備計画【変更原案】

検索

➤ 白川水系河川整備計画（変更原案）の公表後に広く地域住民の意見を聴取するため、下記（①～④）により意見聴取を行う。

※ パンフレットのイメージ



白川

河川整備計画 (変更原案) 概要版

国土交通省 九州地方整備局
熊 本 県

※ 参考イメージのため変更となる場合があります。

※ ご意見記入用紙
のイメージ

土木交通省熊本河川国道事務所と熊本県土木部河川課では、白川の今後30年間の川づくりのための計画（白川水系河川整備計画）を現在検討しています。つきましては、この計画案の作成にあたり、原案を公表しますので、本原案に対して地域の皆様のご意見をお寄せ下さい。

本用紙にご意見等をご記入頂き、最寄りの公共施設等に設置した「意見箱」への投函、または、熊本河川国道事務所・熊本県土木部河川課宛へのFAXをお願いします。なお、熊本河川国道事務所HP・熊本県土木部河川課HPでもご意見を募集しております。ご協力よろしくお願いします。

令和元年●月●日まで、ご意見を受け付けております。

- あなたの年齢を教えてください
- | | | | |
|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 10代以下 | ☐ 20代 | ☐ 30代 | ☐ 40代 |
| ☐ 50代 | ☐ 60代 | ☐ 70代 | ☐ 80代以上 |
- あなたの性別を教えてください ☐ 男性 ☐ 女性
- あなたのご職業を教えてください ()
- あなたのお住まいを教えてください
() 県 () 市・町・村 () 小学校区
- 白川水系河川整備計画(変更原案)に対するご意見を、ご自由にご記入下さい。
-
- 白川の今後の川づくりについて、どのような川づくりを最も望まれますか。
ご自由にご記入下さい。
-
- その他、ご意見がございましたら、ご自由にご記入下さい。

ご協力ありがとうございました。

国土交通省 熊本河川国道事務所 調査第一課 TEL096-382-1111 FAX096-382-4253
熊 本 県 土 木 部 河 川 課 TEL096-333-2507 FAX096-382-3277

※ 参考イメージのため変更となる場合があります。